

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十二号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第八条第七項の規定により、手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定める。

平成二十三年埼玉県選管告示第三十六号（埼玉県知事の選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者）は、廃止する。

なお、この告示の規定は、この告示の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙から適用する。

令和元年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日本放送協会

二 株式会社テレビ埼玉